

大阪戦略調整会議規約（案）

（会議）

第1条 大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成27年大阪府条例第81号）第1条、大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成27年大阪市条例第79号）第1条及び大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成27年堺市条例第47号）第1条の規定により設置する会議は、大阪戦略調整会議（以下「大阪会議」という。）という。

（構成団体）

第2条 大阪会議は、大阪府、大阪市及び堺市（以下「関係団体」という。）をもって構成する。

（協議事項）

第3条 大阪会議は、次に掲げる事項及び二重行政（大阪府と大阪市又は堺市が類似の行政サービスを提供し、かつ、当該サービスが供給過多になっているもの又は共同して取り組めばさらに当該サービスの水準の向上が期待できるものをいう。）の解消が行政課題となる事項について、大阪府、大阪市及び堺市がそれぞれ果たすべき役割、連携の方法などについて協議する。

- 一 成長戦略
- 二 産業振興
- 三 交通政策
- 四 環境政策
- 五 都市魅力
- 六 まちづくり（拠点開発）
- 七 前各号に掲げるもののほか、大阪会議が協議すべきと認めた事項

（組織）

第4条 大阪会議は、次に掲げる委員により組織する。

- 一 大阪府知事
- 二 大阪市長
- 三 堺市長
- 四 大阪府議会が推薦した大阪府議会議員 9人
- 五 大阪市会が推薦した大阪市会議員 9人
- 六 堺市議会が推薦した堺市議会議員 9人

2 大阪会議は、大阪府知事、大阪市長及び堺市長以外の執行機関の権限に属する事項について協議を行う場合には、前項各号に掲げる委員のほか、当該執行機関が当該執行機関の委員長（大阪府教育委員会及び堺市教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員うちから選任した者を委員として加えるものとする。

(任期)

第5条 前条第1項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 大阪会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員(第4条第2項に規定する委員を除く。)の互選による。

3 会長は、大阪会議の会議(以下「会議」という。)の議長となり、議事を整理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は定例会として年4回実施する。ただし、委員(第4条第2項に規定する委員を除く。)の2分の1以上から会議の招集の請求があったときは、会長は速やかに臨時に会議を招集しなければならない。

3 会議は、大阪府に属する委員、大阪府に属する委員及び堺市に属する委員のそれぞれ3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員のうち大阪府に属する委員、大阪府に属する委員及び堺市に属する委員のそれぞれ過半数で決することを基本とする。ただし、過半数で決する場合、会長が属する団体以外の団体が可決し、かつ、会長が属する団体の議決が可否同数のときは、当該団体に係る議決は会長の決するところによる。

5 前項本文の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

6 議題に係る調査、審議を行う期間については、会議において定める。

7 大阪会議は、必要があると認めるときは、次に掲げる者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

一 大阪府知事、大阪市長及び堺市長以外の執行機関が当該執行機関の委員長(大阪府教育委員会及び堺市教育委員会にあっては、教育長)、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者

二 大阪府知事、大阪市長及び堺市長がその補助機関である職員のうちから選任した者

三 学識経験を有する者

(専門部会)

第8条 大阪会議は、第3条に規定する協議事項について専門的に調査、審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、大阪会議の委員のほか、次に掲げる者のうちから、大阪会議の承認を得て、会長が選任した者を加え組織する。

一 協議事項に関係する大阪府内の市町村長

- 二 協議事項に係る大阪府内の市町村議会議員代表各 1 人
- 三 学識経験を有する者
- 3 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。
- 4 部会長は大阪会議の会長を、副部会長は大阪会議の副会長をもって、それぞれ充てる。
- 5 第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに前条（第 2 項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに前条（第 2 項を除く。）の規定中「会長」とあるのは、「部会長」と、「大阪会議」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

（協議結果の取扱い）

- 第 9 条 大阪府知事、大阪市長及び堺市長は、それぞれ関係団体の議会の定例会の都度、大阪会議の協議状況について報告するとともに、大阪会議で合意又は決定された事項については関係団体の議会にそれぞれ必要な議案を提出し、その議決を求めるよう努めなければならない。
- 2 大阪府知事、大阪市長及び堺市長並びに関係団体の議会は、大阪会議で協議され、合意又は決定された事項について、当該事項が関係団体の長と議会代表者による協議調整の結果であることを踏まえ、その内容を尊重し、その実現に努めなければならない。
 - 3 前項の事項に関する大阪府議会、大阪市会又は堺市議会の審議により、実現に向けてさらに課題が明確になった場合においては、大阪会議は、当該課題を受け止め、解決策を誠実に協議しなければならない。
 - 4 前項の協議が整ったときは、大阪府知事、大阪市長及び堺市長は、それぞれ関係団体の議会に当該事項の実現に向けた議案を提出するものとする。

（費用の支弁の方法）

- 第 10 条 次条及び第 12 条に規定する費用その他大阪会議の事務の管理及び執行に関し関係団体が共同で執行すべき費用については、関係団体が均等に経費を負担するものとする。
- 2 前項の経費については、大阪府が支出し、大阪市及び堺市は、両市の負担相当額を大阪府へ支出するものとする。

（委員の費用弁償）

- 第 11 条 委員が大阪会議の職務を行うため、府の区域外（大阪府に隣接する府県の区域内において大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 1 項に規定する地域を定める規程（平成 20 年大阪府議会規程第 3 号）に定める地域を除く。）の地域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の額及び支給方法は、大阪府議会議員の例による。

（学識経験者への謝金等）

- 第 12 条 第 7 条第 6 項（第 8 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者が出席したときは、謝金及び実費弁償を支給することができる。

る。

2 前項の謝金は、大阪府の例により会長が別に定めるものとし、実費弁償の額及び支給方法は、証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号）に定める証人等の例による。

（事務局）

第13条 大阪会議の事務局の事務は、大阪府政策企画部、大阪市政策企画室及び堺市市長公室が共同して担う。

（委任）

第14条 この規約に定めるもののほか、大阪会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年7月24日から施行する。